

第4期 定時株主総会 招集ご通知

日時

2020年6月19日（金曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

場所

横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店
はまぎんホール ヴィアマーレ

株主総会会場が例年と異なっておりますので、
末尾のご案内図をご確認のうえ、お間違えの
ないようご注意ください。

決議
事項

第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

CONCORDIA
Financial Group



株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ

証券コード：7186

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

株主の皆さまには、平素よりコンコルディア・フィナンシャルグループにご厚情を賜り、誠にありがとうございます。

今般の新型コロナウイルス感染症によりお亡くなりになられた方々に謹んで哀悼の意を表するとともに、感染された方々や現在不安と困難のなかにおられる方々に対して、心からお見舞いを申し上げます。

現在当社は、新型コロナウイルス感染症の拡大という難局のなかで、お客さま、従業員の健康・安全の確保をはかりながら、お客さまへの金融面での迅速・柔軟な支援をおこなっているところです。

さて、横浜銀行と東日本銀行の持株会社であるコンコルディア・フィナンシャルグループが発足して4年が経ちました。現在の私たちを取り巻く環境は、想像を超える速さ、大きさを日々変化しています。私たちも自ら「変革」を続けて社会の変化を乗り越え、将来にわたって皆さまから選ばれ続ける金融機関でありたいと考えています。

当社は、新しい金融企業へ転換していく「変革」の3年間として、昨年度新たな中期経営計画をスタートさせました。中期経営計画では、3つの基本方針として、

- ・お客さまの成長支援や課題解決を通じた「コアビジネスの深化」
- ・デジタル技術を活用した「構造改革による生産性向上」
- ・新たな事業領域へ挑戦するとともに持続的な成長を支えるための強い組織を作る「経営基盤の強化」

を掲げ、現在さまざまな施策に取り組んでいます。

中期経営計画2年目の2020年度は、傘下の横浜銀行、東日本銀行の一体運営をより一層進めながら、具体的な施策を着実かつ迅速に実行していく大切な年となります。

当社は、「従来の銀行を超える新しい金融企業」をめざして変革を重ね、社会の持続的な発展に貢献することを通じて、成長を続けてまいります。

今後とも、ご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。



2020年5月
株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ

代表取締役社長 大矢 恭好

CONTENTS

TOP MESSAGE	1	■ 監査報告書	61
■ 第4期定時株主総会招集ご通知.....	3	(ご参考) トピックス	67
議決権行使のお願い	5		
■ 株主総会参考書類	7		
■ 第4期事業報告.....	24		
■ 連結計算書類	57		
■ 計算書類	59		



当社ホームページ

<https://www.concordia-fg.jp/>



コンコルディア・フィナンシャルグループ 検索

2020年5月27日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋2丁目7番1号
株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ
代表取締役社長 大 矢 恭 好

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

近時、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態に至っております。この事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいたうえで、開催させていただくことといたしました。

株主の皆さまにおかれましては、外出自粛が強く要請されている状況にも鑑み、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、**2020年6月18日（木曜日）午後5時まで**に、議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月19日（金曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号
横浜銀行本店 はまぎんホール ヴィアマーレ

3. 株主総会の目的事項

報告事項 第4期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）
事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項 第1号議案 取締役7名選任の件
第2号議案 監査役4名選任の件

4. 議決権の行使等についてのご案内

(1) 次の事項につきましては、法令および定款第15条の規定にもとづき、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。

- ①事業報告の「当社の新株予約権等に関する事項」
- ②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」および「連結注記表」
- ③計算書類の「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」

したがって、本招集ご通知添付書類は、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類または計算書類の一部であり、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類または計算書類の一部であります。

- (2) 株主総会参考書類ならびに事業報告、連結計算書類および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社のウェブサイトに掲載いたしますのでご了承ください。
- (3) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する株主の方に委任する場合には限られます。なお、代理人は1名とさせていただきます。

以上

-
- ◎株主さまではないご同伴の方、お子さまなど、**株主さま以外の方は総会にご出席いただけません**ので、ご注意ください。
 - ◎当日は当社では軽装（クールビズ）にてご対応させていただきます。
 - ◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。
 - ◎決議結果につきましては、後日、当社のウェブサイトに掲載させていただきます。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

- ・株主総会当日までの感染拡大の状況や政府等の発表内容等により対応を変更する場合がございます。当社ウェブサイトより、発信情報をご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ・株主さま控室のご用意および飲み物の提供は中止とさせていただきます。
- ・発熱があると認められる方、咳の症状がある方、体調不良と思われる方等は、入場をお断りさせていただく場合がございます。
- ・運営スタッフは、検温を含め、体調を確認のうえ、マスク着用にて対応させていただきます。
- ・ご来場の株主さまには、マスクの持参・着用をお願い申し上げます。
- ・開催時間を短縮する観点から、議場における報告事項（監査報告を含みます）および議案の詳細な説明は省略させていただきます。
- ・株主総会当日に上映するビデオを、2020年6月12日（金）（予定）に当社ウェブサイトで配信いたします。また、株主総会の模様についても、後日、同ウェブサイトにて配信を予定しております。

当社ウェブサイト

<https://www.concordia-fg.jp/>

議決権行使のお願い

株主総会参考書類7頁～23頁をご検討のうえ、議決権の行使をお願い申し上げます。議決権行使には以下の3つの方法がございますが、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

インターネットによる議決権行使

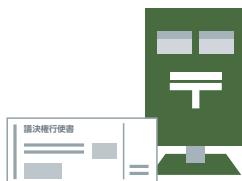


インターネットにより**議決権行使ウェブサイト**にアクセスしていただき、議決権を行使ください。詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2020年6月18日 (木)
午後5時まで

書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、同封の記載面保護シールをご利用ください。

行使期限

2020年6月18日 (木)
午後5時到着分まで

株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙をご持参いただき、会場受付にご提出ください。また、議事資料として本冊子をご持参くださいますようお願いいたします。

株主総会開催日時

2020年6月19日 (金)
午前10時

複数回にわたり議決権行使をされた場合の取り扱い

- 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合はインターネットによるものを有効な議決権行使といたします。
- インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後の議決権行使を有効な議決権行使といたします。

機関投資家のみなさまへ

株式会社ICJに事前に申し込まれた場合には、同社が運営する「議決権電子行使プラットフォーム」をご利用いただけます。

インターネットによる議決権行使

行使期限 2020年6月18日(木)午後5時まで

インターネットによる議決権行使のご案内

当社の指定する議決権行使ウェブサイトから行使してください。

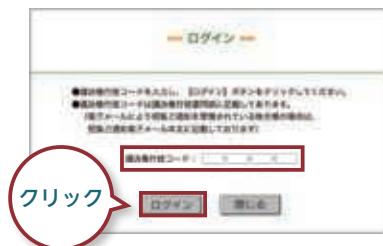
STEP 1  <https://www.e-sokai.jp> 議決権行使ウェブサイトへアクセス

STEP 2



インターネットによる議決権行使についてをお読みいただき、**次へすすむ**をクリック

STEP 3



議決権行使コードを入力し、**ログイン**をクリック

パスワード変更画面が表示されますので議決権行使書用紙に記載されたパスワードを入力の上、ご使用になるパスワードを登録願います。

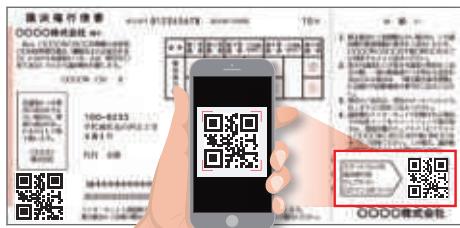
※ 議決権行使コード、パスワードは本書同封の議決権行使書用紙の裏面に記載されております。

STEP 4

以降画面の案内に従って賛否をご入力願います。

スマートフォンからは「スマート行使[®]」をご利用ください。

議決権行使書用紙の右下に記載の専用QRコードから、「議決権行使コード」「パスワード」を入力することなく、議決権行使ウェブサイトへログインできます。



※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

ご注意

- (1) 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- (2) スマート行使による議決権行使は一回のみ可能です。一度議決権行使をした後で行使内容を変更される場合、パソコン向けサイトで「議決権行使コード」「パスワード」を入力してログインしてください。(QRコードを再度読み取っていただくとパソコン向けサイトへアクセスできます。)

パソコンなどの操作方法に関するお問い合わせ先について

日本証券代行株式会社
代理人部 ウェブサポート専用ダイヤル

 0120-707-743

受付時間 | 9:00~21:00 土曜・日曜・祝日も受付

株主総会参考書類

第1号議案 取締役7名選任の件

現在の取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。また、取締役1名が2019年11月30日をもって辞任により退任いたしました。つきましては、取締役7名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外取締役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。（同基準については23頁をご参照ください。）

候補者 番号		氏名	性別			現在の当社における 地位および担当
1	再任	おお や やす よし 大 矢 恭 好	男性			代表取締役社長
2	新任	おお いし よし ゆき 大 石 慶 之	男性			常務執行役員
3	新任	こ みね ただし 小 峰 直	男性			常務執行役員
4	新任	すず き よし あき 鈴 木 嘉 明	男性			—
5	再任	あき よし みつる 秋 吉 満	男性	社外	独立役員	取締役
6	新任	やま だ よし のぶ 山 田 能 伸	男性	社外	独立役員	—
7	新任	よ だ ま み 依 田 真 美	女性	社外	独立役員	—

候補者
番号

1

おおや やすよし
大矢 恭好

再任



生年月日：1962年4月19日（満58歳）

現在の当社における地位および担当：代表取締役社長

所有する当社の株式の数：普通株式 38,000株

取締役会への出席状況（2019年度）：14回／14回（100%）

略歴：

1985年 4月	株式会社横浜銀行入行	2016年 4月	当社 代表取締役 株式会社横浜銀行
2008年 8月	同 事務統括部長		代表取締役常務執行役員
2010年 4月	同 リスク統括部長	2016年 6月	株式会社横浜銀行 取締役執行役員
2011年 5月	同 執行役員経営企画部長	2018年 6月	当社 取締役 株式会社横浜銀行
2012年 6月	同 取締役執行役員経営企画部長		代表取締役頭取（現任）
2013年 4月	同 取締役執行役員経営企画部長 ブランド戦略本部副本部長	2020年 4月	当社 代表取締役社長（現任）
2014年 4月	同 取締役常務執行役員 ブランド戦略本部副本部長		
2015年 4月	同 代表取締役常務執行役員営業本部長 ブランド・CSR戦略本部長		

■ 取締役候補者とした理由等

大矢恭好氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、リスク管理部門やIT部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、当社の代表取締役および株式会社横浜銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

2

おおいし よしゆき
大石 慶之

新任



生年月日：1962年4月12日（満58歳）

現在の当社における地位および担当：常務執行役員

所有する当社の株式の数：普通株式 61,200株

取締役会への出席状況：－

略歴：

1985年 4 月	株式会社横浜銀行入行	2016年 4 月	同 執行役員
2008年10月	同 蒲田支店長兼蒲田エリア委員長	2016年 6 月	同 取締役執行役員
2010年 4 月	同 事務統括部長	2017年 6 月	同 取締役常務執行役員
2011年 5 月	同 営業本部副本部長 事務統括部長	2018年 6 月	同 代表取締役常務執行役員 (2019年11月退任)
2012年 5 月	同 融資部長	2019年12月	当社 常務執行役員（現任）
2013年 4 月	同 執行役員融資部長		株式会社東日本銀行
2014年 4 月	同 執行役員人財部長		代表取締役頭取（現任）

■ **取締役候補者とした理由等**

大石慶之氏は、当社グループの一員として、人事部門のほか、融資部門や事務管理部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の代表取締役および株式会社東日本銀行の代表取締役頭取として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ **重要な兼職の状況**

株式会社東日本銀行 代表取締役頭取

候補者
番号

3

こ み ね た だ し
小 峰 直

新任



生年月日：1965年2月20日（満55歳）

現在の当社における地位および担当：常務執行役員

所有する当社の株式の数：普通株式 26,300株

取締役会への出席状況：－

略歴：

1988年 4月	株式会社横浜銀行入行	2017年 4月	株式会社横浜銀行 執行役員総合企画部長
2008年 4月	同 経営管理部危機管理室長 兼危機管理オフィサー	2017年 6月	同 取締役執行役員総合企画部長
2009年 4月	同 阪東橋支店長	2018年 4月	同 取締役執行役員
2012年 5月	同 秘書室長	2018年 9月	当社 常務執行役員（現任）
2015年 4月	同 執行役員営業本部副本部長 営業企画部長	2019年 4月	株式会社横浜銀行 取締役常務執行役員
2016年 4月	当社 執行役員 グループ戦略企画部副部長 （2018年3月退任） 株式会社横浜銀行 執行役員 営業企画部長	2019年12月	同 代表取締役常務執行役員 秘書室・協会関連業務担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

小峰直氏は、当社グループの一員として、経営企画部門のほか、営業部門やリスク管理部門等に携わるなど、当社グループの経営管理や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の取締役および代表取締役として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員

候補者
番号

4

すずき よしあき
鈴木 嘉明

新任



生年月日：1966年1月29日（満54歳）

現在の当社における地位および担当：－

所有する当社の株式の数：普通株式 14,700株

取締役会への出席状況：－

略歴：

1988年 4月 株式会社横浜銀行入行

2006年 11月 同 大口支店長

2010年 4月 同 営業本部主任営業店指導役

2013年 2月 同 瀬谷支店長

2015年 4月 同 大船支店長兼大船エリア委員長

2016年 4月 同 執行役員横須賀支店長

兼横須賀ブロック営業本部長

2018年 4月 当社 執行役員

グループ戦略企画部副部長

(2018年9月退任)

株式会社横浜銀行 執行役員

営業本部副本部長

2019年 4月 株式会社横浜銀行 執行役員営業本部長

2019年 6月 同 取締役執行役員営業本部長

地域戦略統括部・営業戦略部・

ソリューション営業部担当（現任）

■ 取締役候補者とした理由等

鈴木嘉明氏は、当社グループの一員として、複数の営業店の支店長を歴任し、本部営業部門に携わるなど、当社グループの営業戦略や事業運営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しております。また、株式会社横浜銀行の取締役として豊富な経営経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの経営管理および事業運営を的確、公正かつ効率的に遂行するとともに、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上に貢献することができる人物と判断し、取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社横浜銀行 取締役執行役員

候補者
番号

5

あきよし
秋吉

みつる
満

再任

社外

独立役員



生年月日：1956年1月9日（満64歳）

現在の当社における地位および担当：取締役

所有する当社の株式の数：普通株式 500株

取締役会への出席状況（取締役就任以降）：11回／11回（100%）

略歴：

1978年 4月	丸紅株式会社入社	2018年 4月	同 取締役特別顧問
2007年 4月	同 執行役員	2018年 6月	同 特別顧問（2019年3月退任）
2009年 4月	同 常務執行役員	2019年 4月	エムジーリース株式会社 （現 みずほ丸紅リース株式会社）
2010年 6月	同 代表取締役常務執行役員		代表取締役社長（現任）
2012年 4月	同 代表取締役専務執行役員	2019年 6月	当社 取締役（現任）
2014年 4月	同 代表取締役副社長執行役員		国際石油開発帝石株式会社
2015年 4月	同 代表取締役副社長執行役員 生活産業グループCEO		監査役（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

秋吉満氏は、丸紅株式会社で代表取締役副社長執行役員および生活産業グループCEO等を歴任され、現在はみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を務められるなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、社外取締役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

みずほ丸紅リース株式会社 代表取締役社長、国際石油開発帝石株式会社 社外監査役

■ 独立性について

秋吉満氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、2018年6月まで丸紅株式会社の取締役特別顧問を務め、現在はみずほ丸紅リース株式会社の代表取締役社長を務めておりますが、丸紅株式会社と当社およびグループ各社との間における2019年度の取引額は、同社連結売上高および当社連結業務粗利益の1%未満であること、また、みずほ丸紅リース株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないことから、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

秋吉満氏の当社社外取締役としての在任期間は、本総会の終結の時をもって1年となります。

候補者
番号

6

やま だ よしのぶ
山田 能伸

新任

社外

独立役員



生年月日：1955年8月5日（満64歳）

現在の当社における地位および担当：－

所有する当社の株式の数：－

取締役会への出席状況：－

略歴：

1978年 4月	株式会社富士銀行入行 (1994年1月退職)	2008年 9月	オリバントアドバイザーズ 代表パートナー（2009年7月退任）
1994年 2月	CSファースト・ボストン証券会社 東京支店 バイスプレジデント (1995年2月退任)	2009年 9月	ドイツ証券株式会社 マネジングディレク ター（2019年7月退任）
1995年 3月	スミス・ニューコート証券会社 バイスプレジデント	2019年11月	PwCアドバイザー合同会社 シニアアドバイザー（2020年4月退任）
1995年 9月	メリルリンチ証券会社 マネジングディレ クター（2008年7月退任）		

■ 社外取締役候補者とした理由等

山田能伸氏は、アナリストとして主に金融分野の分析に関する豊富な経験と高度な専門知識を有するとともに、証券会社にて要職を歴任されるなど、金融の専門家としての幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、社外取締役候補者となりました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

なし

■ 独立性について

山田能伸氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

候補者
番号

7

よ だ ま み
依田 真美
（戸籍上の氏名 深沢 真美）

新任

社外

独立役員



生年月日：1961年3月29日（満59歳）

現在の当社における地位および担当：－

所有する当社の株式の数：－

取締役会への出席状況：－

略歴：

1986年 1月	クレディ・スイス東京支店入行 (1997年7月退職)	2005年 4月	同 マネジング・ディレクター (2009年7月退任)
1997年 8月	スタンダード・アンド・プアーズ・イン ターナショナルLLC アソシエート・ディレクター	2017年 4月	相模女子大学学芸学部英語文化コミュニ ケーション学科 准教授（現任）
2000年 4月	同 ディレクター	2020年 4月	相模女子大学大学院 社会起業研究科 准教授（現任）

■ 社外取締役候補者とした理由等

依田真美氏は、長年、スタンダード・アンド・プアーズ・インターナショナルLLCで事業会社等に関する格付・調査業務に携わられ、現在は経営学の専門家として相模女子大学や同大学院で教鞭を執られるなど、高度な専門知識と幅広い知見を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社グループの持続的な成長を促し中長期的な企業価値の向上をはかる観点から、取締役および経営陣に対して適時適切に意見・提言をおこない得る人物と判断し、社外取締役候補者としてしました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

相模女子大学学芸学部英語文化コミュニケーション学科 准教授
相模女子大学大学院社会起業研究科 准教授

■ 独立性について

依田真美氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、社外取締役候補者である秋吉満氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。同氏が取締役に選任された場合、当社と同氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、山田能伸氏および依田真美氏が取締役に選任された場合、当社は両氏との間で当該契約を締結する予定であります。

第2号議案 監査役4名選任の件

現在の監査役5名のうち、監査役前川洋二氏、野田賢治郎氏、緒方瑞穂氏および橋本圭一郎氏は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役4名の選任をお願いするものであります。その候補者は次のとおりであります。

なお、社外監査役3名については、全員が当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を充足しております。(同基準については23頁をご参照ください。)

また、本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

候補者 番号		氏名	性別		現在の当社における 地位
1	再任	まえ かわ よう じ 前 川 洋 二	男性		常勤監査役
2	再任	お が た みず ほ 緒 方 瑞 穂	女性	社外 独立役員	監査役
3	再任	はし もと けい いちろう 橋 本 圭 一 郎	男性	社外 独立役員	監査役
4	新任	ふ さ む ら せい いち 房 村 精 一	男性	社外 独立役員	—

候補者
番号

1

まえかわ ようじ
前川 洋二

再任



生年月日：1959年6月23日（満60歳）

現在の当社における地位：常勤監査役

所有する当社の株式の数：普通株式 18,284株

取締役会への出席状況（2019年度）：14回／14回（100%）

監査役会への出席状況（2019年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1984年 4月 株式会社横浜銀行入行
2003年 6月 同 経営企画部主計室長
2014年 2月 同 理事経営企画部主計室長

2015年 7月 同 理事経営企画部主計室主任調査役
（2016年3月退職）
2016年 4月 当社 常勤監査役（現任）

■ 監査役候補者とした理由等

前川洋二氏は、当社グループの一員として、長年、主計室長の任にあたり、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有し、銀行業務に精通しております。また、当社監査役としての豊富な経験を有しております。こうした経験や知見を活かすことにより、当社の取締役の職務執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行し、当社グループの健全で持続的な成長の確保に貢献できる人物と判断し、監査役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

なし

候補者
番号

2

おがた みずほ
緒方 瑞穂

再任

社外

独立役員



生年月日：1947年3月6日（満73歳）

現在の当社における地位：監査役

所有する当社の株式の数：普通株式 14,300株

取締役会への出席状況（2019年度）：14回／14回（100%）

監査役会への出席状況（2019年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1976年10月	株式会社大河内不動産鑑定事務所入社 （1983年12月退職）	2011年 6月	公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合 会 会長（2015年6月退任）
1983年 1月	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役（現任）	2016年 4月	当社 監査役（現任）
2007年 4月	社団法人東京都不動産鑑定士協会 会長 （2011年3月退任）		

■ 社外監査役候補者とした理由等

緒方瑞穂氏は、長年、不動産鑑定事務所の代表取締役を務められているほか、公益社団法人日本不動産鑑定士協会連合会の会長を歴任されるなど、不動産鑑定士や法人の代表者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、社外監査役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役

■ 独立性について

緒方瑞穂氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、株式会社緒方不動産鑑定事務所の代表取締役を務めておりますが、同社と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

緒方瑞穂氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

3

はしもと けい い ち ろ う
橋本 圭一郎

再任

社外

独立役員



生年月日：1951年10月20日（満68歳）

現在の当社における地位：監査役

所有する当社の株式の数：普通株式 9,300株

取締役会への出席状況（2019年度）：14回／14回（100%）

監査役会への出席状況（2019年度）：13回／13回（100%）

略歴：

1974年 4月	株式会社三菱銀行入行	2012年10月	株式会社ビットアイル 監査役 (2015年12月退任)
2001年 6月	株式会社東京三菱銀行 国際業務部長 (2003年5月退職)	2014年 5月	塩屋土地株式会社 代表取締役副社長・COO
2003年 6月	三菱自動車工業株式会社 代表取締役執行副社長兼最高財務責任者 (2004年6月退任)	2015年 6月	株式会社東日本銀行 監査役 (2020年6月19日退任予定)
2005年 6月	セガサミーホールディングス株式会社 専務取締役 (2006年2月退任)	2016年 4月	当社監査役 (現任)
2010年 6月	首都高速道路株式会社 代表取締役会長兼社長 (2012年6月退任)	2016年12月	塩屋土地株式会社 代表取締役副会長
		2019年 4月	公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 (現任) 塩屋土地株式会社 取締役 (現任)

■ 社外監査役候補者とした理由等

橋本圭一郎氏は、株式会社東京三菱銀行の国際業務部長等を務められたほか、三菱自動車工業株式会社の代表取締役執行副社長兼最高財務責任者や首都高速道路株式会社の代表取締役会長兼社長を歴任されるなど、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、社外監査役候補者となりました。

■ 重要な兼職の状況

公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事、塩屋土地株式会社 取締役
株式会社ファンケル 社外取締役、前田道路株式会社 社外監査役

※1.株式会社ファンケル社外取締役については、2020年6月下旬に就任予定です。

※2.前田道路株式会社社外監査役については、2020年6月下旬に就任予定です。

※3.株式会社東日本銀行監査役については、2020年6月19日に退任予定です。

■ 独立性について

橋本圭一郎氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。なお、同氏は、現在公益社団法人経済同友会の副代表幹事・専務理事および塩屋土地株式会社の取締役を務めておりますが、公益社団法人経済同友会と当社およびグループ各社との間における取引は、同社会員にかかる支払いのみであり、2019年度の取引額は、同社事業活動収入の1%未満であること、また、塩屋土地株式会社と当社およびグループ各社との間における取引はないこと等から、独立性に影響をあたえるものではありません。

■ その他

1. 橋本圭一郎氏は、2015年6月より当社の子会社である株式会社東日本銀行の監査役に就任しておりますが、2020年6月19日に退任する予定であります。
2. 橋本圭一郎氏の当社社外監査役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。

候補者
番号

4

ふ さ む ら
房村
せい い ち
精一

新任

社外

独立役員



生年月日：1947年3月18日（満73歳）

現在の当社における地位：－

所有する当社の株式の数：普通株式 700株

取締役会への出席状況：－

監査役会への出席状況：－

略歴：

1971年 7月 京都地方裁判所 判事補
2001年12月 法務省 民事局長
2005年 1月 東京高等裁判所 部総括判事
2006年10月 さいたま地方裁判所 長
2008年 9月 東京高等裁判所 部総括判事
2009年12月 仙台高等裁判所 長官
2011年 1月 名古屋高等裁判所 長官
(2012年3月退官)

2012年 6月 弁護士登録
日本製紙株式会社 監査役
(2020年6月下旬退任予定)
2013年 1月 公安審査委員会 委員長（現任）
2016年 6月 株式会社横浜銀行 監査役
(2020年6月19日退任予定)

■ 社外監査役候補者とした理由等

房村精一氏は、法曹界において重職を歴任されるなど、法律の専門家としての豊富な経験と幅広い知見を有しており、中立・独立の立場から適時適切に監査意見の形成および表明をおこない得る人物と判断し、社外監査役候補者としました。なお、同氏は、過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断しております。

■ 重要な兼職の状況

弁護士、公安審査委員会 委員長

※1. 日本製紙株式会社社外監査役については、2020年6月下旬に退任予定です。

※2. 株式会社横浜銀行社外監査役については、2020年6月19日に退任予定です。

■ 独立性について

房村精一氏は、当社の定める「社外役員の独立性判断基準」を満たしており、当社は同氏を、株式会社東京証券取引所の定めにもとづく独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定です。なお、弁護士である同氏と当社およびグループ各社との関係については、同氏が、当社の子会社である株式会社横浜銀行の社外監査役としての報酬以外に金銭その他の財産を得ていないこと等から、独立性に影響を与えるものではありません。

■ その他

房村精一氏は、2016年6月より当社の子会社である株式会社横浜銀行の社外監査役に就任しておりますが、2020年6月19日に退任する予定であります。

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の締結について
当社は、監査役候補者である前川洋二氏、緒方瑞穂氏および橋本圭一郎氏との間で、会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負う旨の契約を締結しております。3氏が監査役に選任された場合、当社と3氏との間で当該契約を継続する予定であります。また、房村精一氏が監査役に選任された場合、当社は同氏との間で当該契約を締結する予定であります。

<ご参考>

社外取締役および社外監査役候補者の選任にあたっては、当社が上場する金融商品取引所の定める独立性の要件を充足するとともに、以下の「社外役員の独立性判断基準」を満たす者とします。なお、以下に記載する「グループ各社」とは、当社の子会社である株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行であります。

○社外役員の独立性判断基準

当社またはグループ各社における社外取締役および社外監査役候補者は、原則として、現在または最近において以下のいずれの要件にも該当しない者とします。

- (1) A. 当社またはグループ各社を主要な取引先とする者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
B. 当社またはグループ各社の主要な取引先である者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (2) 当社またはグループ各社から、役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- (3) 当社またはグループ各社を主要な取引先とするコンサルティング事務所、会計事務所、法律事務所等に所属する者等
- (4) 当社またはグループ各社から、多額の寄付等を受ける者もしくはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (5) 当社の主要株主、またはその者が法人等である場合にはその業務執行者
- (6) 次に掲げる者（重要でない者は除く）の近親者
 - A. 上記(1)～(5)に該当する者
 - B. 当社またはグループ各社の取締役、監査役、執行役員、重要な使用人等

※ 「最近」の定義：実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。

※ 「主要な」の定義：直近事業年度の連結売上高（当社またはグループ各社の場合は連結業務粗利益）の1%以上を基準に判定する。

※ 「法人等」の定義：法人以外の団体を含む。

※ 「多額」の定義：過去3年平均で、年間1,000万円以上

※ 「近親者」の定義：二親等内の親族

※ 「重要でない者」の定義：「重要でない者」とは、会社の役員・部長クラスに従属する職階に属する者および会計事務所、法律事務所等に所属する者については公認会計士や弁護士に従属する職階に属する者などをいう。

以上

第4期事業報告 2019年4月1日から2020年3月31日まで

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

[企業集団の主要な事業内容]

当社グループは、当社と子会社等24社により構成される企業集団であり、地域にとってなくてはならない金融グループとして、銀行業務を中心に、証券業務、リース業務、情報サービス・調査業務、ベンチャーキャピタル業務などをおこなっております。

[金融経済環境]

2019年度のわが国経済を振り返りますと、年度前半は輸出が弱い動きとなる一方で国内需要が堅調に推移し、景気は緩やかな回復基調を維持しました。しかし後半には、輸出が低調に推移するとともに、消費税率の引き上げや新型コロナウイルス感染症拡大の影響によって国内需要も落ち込み、景気の後退色が強まりました。すなわち、世界経済が年度前半には米中貿易摩擦、また年度末にかけて新型コロナウイルス感染症拡大の影響により減速基調で推移するなか、わが国の輸出や企業の生産活動が年度を通じて弱い動きとなりました。また、設備投資も年度前半は省力化投資などを中心に底堅く推移したものの、後半には景気の先行き不透明感が強まるなかで減少に転じました。個人消費は、消費増税にともなう駆け込み需要の発生などもあり、年度前半こそ増加したものの、後半には駆け込み需要の反動や新型コロナウイルス感染症拡大の影響で落ち込みました。こ

うしたなか、首都圏および神奈川県景気も、年度前半は個人消費などの増加を背景に回復基調を維持しましたが、後半には個人消費や輸出が低調に推移し、企業の生産活動も落ち込むなど悪化傾向が鮮明となりました。

金融面では、日本銀行が「長短金利操作付き量的・質的金融緩和」を継続したことにより、短期金利はマイナス圏で推移しました。一方、長期金利は、米長期金利の低下を背景に夏場にかけて一時マイナス幅が拡大したものの、その後はマイナス幅が縮小し、年度末にはゼロ%を若干上回る水準まで上昇しました。

[2019年度の取り組み]

このような金融経済環境のもと、当社グループは「従来の銀行を超える新しい金融企業」という長期的に目指す姿の実現に向け、2019年度からの3年間を計画期間とする中期経営計画に取り組んでおります。

当年度は、中期経営計画の初年度として、中期経営計画で掲げた3つの基本方針にもとづき、以下のような事項に取り組むとともに、東日本銀行の業務改善計画を着実に進めました。

①中期経営計画 基本方針1 コアビジネスの深化

当社グループは、地域金融グループとして、地域社会の持続的な発展およびお客さまの豊かな人生、事業の発展に貢献するため、地域性に応じた営業戦略のも

と、ソリューション営業の高度化に取り組んでまいりました。

横浜銀行では、2019年4月より、地域戦略統括部、営業戦略部、ソリューション営業部を新設し、地域やお客さまの課題やニーズを捉えた地域戦略の策定と、法人・個人一体となった総合ソリューションをご提供できる体制を構築しました。

この新たな体制のもと、地域社会の持続的な発展に貢献するため、東京工業大学が持つ特許などの知的財産をシーズとして、地域企業の新製品開発や技術の高度化へ活用するための「知的財産マッチング会」の開催や、豊かな自然のなかで体験学習や合宿などに使用できる体験型施設「横浜市 上郷・森の家」の再整備に向けた融資の協力、神奈川県生まれのトマト「湘南ポモロン」の普及を目的とした商品開発の支援等、地域経済の活性化へ積極的に取り組みました。

法人のお客さまの事業の発展に貢献するため、お客さまの事業評価活動を通じた的確なニーズ把握に努めるとともに、プロ人材や外部専門家を活用した財務・資本政策等のアドバイザリー業務強化や、LBOローンやM&A等を通じた事業承継支援、入出金履歴などのビッグデータを活用して事前審査をおこなうレコメンド型オンラインレンディングの取り扱い開始等、ICTや金融テクノロジーも積極的に活用しながらソリューションの多様化を進め、お客さまの課題解決を通じた企業価値向上支援に取り組みました。

個人のお客さまの豊かな人生に貢献するため、横浜

銀行において信託業務の兼営認可を取得し、金融資産の管理や承継のニーズにお応えする金銭信託「はまぎん・おかねの信託」の取り扱いを始めたほか、後見制度を利用されているお客さまの財産をより安全にお守りする「後見制度支援預金」の取り扱い開始、横浜銀行ホームページ内でリフォームや見守りサービス提携事業者をご紹介する「<はまぎん>えらべる生活サポート」の取り扱い開始等、人生100年時代を地域のみなさまと一緒に歩み続けるサービスの拡充に取り組みました。さらに、法人のお客さまの従業員向け職域セミナーの開催や、地域における金融教育、横浜銀行および浜銀TT証券における格付投資情報センターによる「R&I顧客本位の投信販売会社評価」の取得等、お客さまの中長期的な資産形成に資するフィデューシャリー・デューティの実践に向けた取り組みを進めました。

また、お客さまへ、より付加価値の高いサービスを提供するため、他行・異業種との連携やデジタル技術の活用に取り組みました。

他行・異業種との連携では、横浜銀行が千葉銀行と「千葉・横浜パートナーシップ」を締結し、法人コンサルティング営業の強化や高度化するファイナンス手法の共有化、お客さまの相互紹介業務の開始、新たな事業領域に挑戦していくための「新事業共創プロジェクト」の設置、広域サイクルツーリズムの共同プロモーション等、両行のノウハウを活用し幅広い分野で協業を進めました。そのほか、地域経済活性化支援機構との特定専門家派遣に関する契約締結や、慶應義塾大学、川崎市産

業振興財団との川崎市の産業振興に向けた覚書締結等、地域社会の持続的な発展に貢献するため、産官学民連携に取り組みました。

デジタル技術の活用では、スマートフォン決済サービス「はまPay」に払込票決済機能と静的QRコード機能を追加したほか、「銀行Pay（マルチバンク対応）」を通じた連携金融機関の拡大により、利便性の向上に取り組みました。また、横浜銀行の普通預金口座とキャッシュカードをお持ちのお客さまであれば、スマートフォンによる手続きだけで「投資信託特定口座の開設」、「NISA口座の開設」、さらには「つみたてNISAの購入」も同時に申し込むことができる「投資信託口座開設申込サービス」の取り扱いを開始する等、新たな金融サービスの提供、お客さまとのチャンネルの多様化に取り組みました。

②中期経営計画 基本方針2 構造改革による生産性向上

当社グループでは、「強み」の一つである「効率経営のノウハウ」をさらに強化し、既存の銀行業務における生産性を向上させるため、デジタル技術を活用したオペレーション改革や店舗チャネル改革を中心とした構造改革に取り組んでまいりました。

デジタル技術を活用したオペレーション改革では、横浜銀行において次世代型のタブレット端末システム「AGENT」をアクセンチュア株式会社と共同開発しました。「AGENT」は店頭に設置されたタブレット端末上で簡単に普通預金口座開設等ができるシステムであり、申込用紙への記入・押印の手間を省くことでお客さまの利便性

向上につなげています。2020年2月より一部店舗で導入しており、今後対象店舗や取り扱い可能な手続きを順次拡大し、ペーパーレスの取り組みを進めていきます。また、システム化や多能化、繁閑調整の実施等により事務集中センターの業務を大幅に効率化するセンター改革や、東日本銀行のセンター事務を横浜銀行に集約するセンター共同化に取り組みました。

店舗チャネル改革を中心とした構造改革では、店舗内店舗形式による統合やミニブランチへの移行、複数の支店の支店長を兼務する兼務支店長制度の導入等により、地域金融機関として稠密な店舗網を維持しながら効率的な店舗運営への取り組みを進めました。

③中期経営計画 基本方針3 経営基盤の強化

当社グループでは、「従来の銀行を超える新しい金融企業」へ「変革」していくために、戦略的投資・出資等を活用し、新たな事業領域に挑戦していくとともに、持続的な成長を支える強い組織と人づくりや、SDGs（持続可能な開発目標）へ積極的に取り組んでまいりました。

戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦では、投資銀行業務に強みをもつストームハーバー証券株式会社の株式取得や、横浜銀行による、りそなプルダニア銀行への出資完了、米国シリコンバレーベンチャーキャピタルファンドへの出資決定により、グループの機能強化や新たな金融サービスの創出に向けた取り組みを進めました。

持続的な成長を支える強い組織と人づくりでは、各階

層やキャリア別の社内研修の充実等を通じ、人材の課題解決力、キャリア開発を強化するとともに、若手行員や女性行員の積極登用、シニア層の活躍推進等、多様な人材が持てる能力を最大限発揮できる組織づくりを進めました。また、横浜銀行では、本部分行員を対象とした「テレワーク勤務制度」の本格導入や、子育て中の行員の復職支援および就業継続支援を目的とした企業内託児所の開園、受動喫煙防止対策の実施等、働き方改革の推進と健康経営の実践に取り組み、経済産業省および日本健康会議が策定している「健康経営優良法人認定制度」の大規模法人部門で「健康経営優良法人～ホワイト500～」に認定されました。

SDGsへの取り組みでは、「グループSDGs委員会」を設置し、経営トップのリーダーシップのもと、横浜銀行では、SDGs経営の実践に取り組みられるお客さまを応援する「SDGsフレンズローン」の取り扱い開始や、乱獲や自然環境を破壊しない方法で獲られた魚類から調理する「サステナブル・シーフード」を国内の銀行で初めて社員食堂で導入する等、さまざまな企業活動を通じてSDGsの実現に向けた取り組みを進めました。また、2019年12月に「TCFD（気候変動関連財務情報開示タスクフォース）」提言への賛同を表明しており、今後はTCFDの提言を踏まえた気候変動のリスク・機会に関する開示フレームワークにもとづき、気候変動に関する情報開示を充実させていきます。

④東日本銀行の企業価値向上に向けた取り組み

2018年7月、東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、関東財務局から業務改善命令を受けました。

東日本銀行では、業務改善命令への対応として、2018年度に策定した業務改善計画にもとづき、組織・規程を整備した上で運用の定着に向けて各種施策を着実に実施し、法令等遵守態勢、顧客保護および顧客本位の業務運営態勢、内部監査態勢の確立に努めました。

当社では、東日本銀行の取り組み状況についてモニタリングを実施し、その結果認識した課題への対策を実施するよう東日本銀行を指導することで、業務改善計画の実効性を高めてまいりました。

また、東日本銀行は、融資の残高縮小や与信費用増加の兆候等により2019年度決算において当期純利益が赤字となることを見込まれたことから、持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保するため、「東日本銀行Sunrise Plan」を策定し、中期経営計画で掲げたビジネスモデル再構築の取り組みを加速させることとしました。

上記に加え、2020年1月以降の新型コロナウイルス感染症拡大を受け、以下のような事項に取り組んでまいりました。

⑤新型コロナウイルス感染症への対応

当社グループでは、新型コロナウイルス感染症の拡大とそれにとまなう金融市場の混乱に対し、グループ一体となって感染防止やお客さまへのご支援に取り組んでまいりました。

感染防止では、店頭でのマスク着用や手指消毒剤の備置、時差出勤やテレワークの実施、会議や会合の自粛等に取り組みました。

お客さまへのご支援では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受けているお客さまのご相談窓口を横浜銀行および東日本銀行の本支店に設置したほか、横浜銀行においては「新型コロナウイルス緊急資金」、また東日本銀行においては「新型コロナウイルス対策特別融資」の取り扱いをそれぞれ開始する等、地域金融機関として金融仲介機能を発揮し、金融の円滑化に向けた取り組みを強化しました。また、金融市場の混乱を受け、投資型商品をお持ちのお客さまに適切にアフターフォローを実施いたしました。

【2019年度の業績】

【当社グループの連結業績等】

当社グループの連結業績につきましては、連結経常収益は、貸出金利息が減少したことなどにより、前年度比2億円減少の3,062億円となりました。連結経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前年度比87億円増加の2,348億円となりました。その結果、連結経常利益は、前年度比90億円減少の713億円、親会社株主に

帰属する当期純利益は、前年度比77億円減少の465億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比2,882億円増加の16兆2,336億円、貸出金が前年度末比4,063億円増加の13兆683億円となりました。

普通株式等Tier1比率は12.27%、総自己資本比率は13.28%と、リスクアペタイト・フレームワークの活用により、将来のリスクにも備えた十分な資本水準を維持しました。

2019年度は、以下の株主還元方針にもとづき、1株あたり配当金は16円といたしました。株主の皆さまへの還元の合計額は、自己株式の取得100億円とあわせ293億円となり、当期純利益の63%となりました。

<2019年度株主還元方針>

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加を目指していきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

【横浜銀行の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行の業績につきましては、経常収益は、株式等売却益が増加したことなどにより、前年度比24億円増加の2,303億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前年度比25億円増加の

1,574億円となりました。その結果、経常利益は、前年度比1億円減少の729億円、当期純利益は、前年度比4億円増加の505億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比3,130億円増加の14兆6,340億円、貸出金が前年度末比4,200億円増加の11兆5,532億円となりました。

【東日本銀行の業績と主要勘定期末残高】

東日本銀行の業績につきましては、経常収益は、貸出金利息が減少したことなどにより、前年度比60億円減少の287億円となりました。経常費用は、貸倒引当金繰入額の増加などにより、前年度比37億円増加の364億円となりました。その結果、経常損失は、76億円（前年度は21億円の経常利益）、当期純損失は、78億円（前年度は13億円の当期純利益）となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比253億円減少の1兆6,666億円、貸出金が前年度末比194億円減少の1兆5,785億円となりました。

【2行合算の業績と主要勘定期末残高】

横浜銀行、東日本銀行の2行合算業績につきましては、業務粗利益が前年度比9億円減少の2,001億円となり、また、実質業務純益も前年度比20億円減少の749億円となりました。

主要勘定の期末残高につきましては、預金が前年度末比2,877億円増加の16兆3,006億円、貸出金が前年度末比4,005億円増加の13兆1,318億円となりました。

2行合算 業務粗利益の推移



2行合算 実質業務純益の推移



2行合算 預金の推移



2行合算 貸出金の推移



【企業集団の対処すべき課題】

当社グループを取り巻く経営環境は、国内の人口減少・高齢化による顧客基盤の縮小に加えて、マイナス金利政策の長期化による収益環境の悪化や異業種参入による競争環境の激化等、厳しい環境が継続しています。また、デジタル技術の進展等を踏まえた既存業務の効率化や新たな業務への取り組み等、従来の業務のあり方を抜本的に見直していく必要性が生じています。さらに足元では新型コロナウイルス感染症が世界的に拡大し、国内外の事業環境に大きな影響を及ぼしています。

一方で当社グループの強みは、日本のGDPの約4分の1を占める巨大なマーケットである神奈川・東京をおもな営業エリアとしており、この恵まれた地域、特に神奈川において圧倒的な「お客さま基盤」を有することと、長年かけて培われた「効率経営のノウハウ」を有するこ

とであります。

このような厳しい経営環境や課題に対応していくため、2019年度からの3年間で計画期間とする中期経営計画の2年目となる2020年度においては、業務改革への取り組みを加速し、実効性を上げてまいります。

【優先的に対処すべき課題（新型コロナウイルス感染症への対応）】

2020年度に最優先で取り組むべき事項は、新型コロナウイルス感染症拡大への対応です。新型コロナウイルス感染症に対し、お客さまおよび職員の健康と人命を第一に感染防止・拡大抑制に努め、業務継続体制を構築・維持することで、社会インフラである金融サービスの提供を可能な限り継続してまいります。また、需要の消失やサプライチェーンの寸断など大きな困難に直面しているお客さまの動向や要望を的確に把握し、資金調達や融資条件の変更といったニーズに対して迅速かつ柔軟に対応してまいります。

【その他の対処すべき課題】

また「従来の銀行を超える新しい金融企業」へ転換していく「変革」をかたちあるものとしていくため、中期経営計画で掲げる3つの基本方針と10の重点施策を着実に進めてまいります。さらにグループ会社の連携をより一層推し進めてガバナンス体制を強化し、東日本銀行の持続可能な収益性と将来にわたる健全性を確保するための「東日本銀行Sunrise Plan」達成に向けた取り

組みを進めてまいります。

中期経営計画 基本方針1. コアビジネスの深化

圧倒的なお客さま基盤を有する神奈川と、巨大なマーケットである東京において、それぞれの地域性に応じた営業戦略のもと、ソリューション営業の高度化に取り組むとともに、取引先の成長支援や海外ビジネスの拡大をはかってまいります。また、預貸ギャップ（預金と貸出金の差）の水準や国内の低金利環境の継続を踏まえ、適正なリスク管理のもと、資金運用の多様化に取り組んでまいります。

中期経営計画 基本方針2. 構造改革による生産性向上

当社グループの「強み」の一つである「効率経営」をさらに強化し、既存の銀行業務における生産性を向上させるため、デジタル技術を活用したオペレーション改革や店舗チャネル改革、業務運営体制の効率化を中心とした構造改革に取り組んでまいります。

中期経営計画 基本方針3. 経営基盤の強化

「従来の銀行を超える新しい金融企業」へ変革していくために、戦略的投資・出資等を活用し、新たな事業領域へ挑戦していくとともに、持続的な成長を支える強

【参考：中期経営計画 3つの基本方針と10の重点施策】

基本方針	10の重点施策
1. コアビジネスの深化	①ホームマーケットにおける営業戦略
	②ソリューション営業の高度化
	③海外ビジネスの拡大
	④資金運用の多様化
2. 構造改革による生産性向上	⑤デジタル技術を活用したオペレーション改革
	⑥店舗チャネル改革
3. 経営基盤の強化	⑦戦略的投資・出資等を活用した新たな事業領域への挑戦
	⑧持続的な成長を支える強い組織と人づくりの強化
	⑨SDGsへの取り組み
	⑩資本政策

い組織と人づくりや、SDGs（持続可能な開発目標）へ積極的に取り組んでまいります。また、リスクアパタイト・フレームワークを活用し、健全性維持と資本効率向上を両立した資本政策のもと、バランスのとれた株主還元を継続してまいります。

こうした取り組みのもと、中期経営計画では目標指標として、4つの指標を掲げ、計画期間最終年度である2021年度の目標水準とともに、長期目標として目指すレベルを以下のとおり設定しています。

低金利環境が継続するなかでも、ソリューション営業の高度化や適切なリスクテイク等によりリスクアセッ

ト対比の収益指標である業務粗利益RORAの水準を維持するとともに、構造改革による生産性向上により効率性の指標であるOHRを改善させ、株主の皆さまからお預かりした株主資本に対する収益指標であるROEを高めてまいります。また、健全性維持と資本効率向上を両立した資本政策のもと、成長投資や株主還元のバランスを取りながら、普通株式等Tier1比率を適切な水準にコントロールしてまいります。

株主の皆さまには、引き続きご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

項目	2019年度 (実績)	目標指標	
		2021年度 (中計最終年度)	長期的に目指すレベル
業務粗利益 RORA (連結) (注1)	2.2%	2%台半ば	2%台半ば
OHR (連結) (注2)	62.4%	60%程度	50%程度
ROE (連結) (注3)	4.3%	5%台半ば	7%程度
普通株式等 Tier1比率 (連結) (注4)	12.27%	12%程度	11%台半ば

- (注) 1. 業務粗利益RORA (連結) = 業務粗利益 ÷ リスクアセット
 2. OHR (連結) = 経費 ÷ 業務粗利益
 3. ROE (連結) = 親会社株主に帰属する当期純利益 ÷ 株主資本
 4. 普通株式等Tier1比率 = 普通株式等Tier1 ÷ リスクアセット

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

イ. 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	3,294	3,276	3,064	3,062
経常利益	971	980	803	713
親会社株主に帰属する 当期純利益	1,266	664	542	465
包括利益	1,289	723	358	△242
純資産額	11,137	11,540	11,601	11,039
総資産	187,399	186,605	189,470	189,279

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 2016年度に負ののれん発生益 603億円を特別利益に計上しております。

ロ. 当社の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
営業収益	580	343	331	291
受取配当額	559	327	314	275
銀行業を営む子会社	559	327	314	275
その他の子会社	—	—	—	—
当期純利益	56,037	32,807	31,486	27,643
1株当たり当期純利益	43.39	25.86	25.21	22.79
総資産	9,337	9,550	9,772	9,933
銀行業を営む子会社株式等	8,796	8,796	8,796	8,796
その他の子会社株式等	—	—	—	—

- (注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 企業集団の使用人の状況

使用人数	当年度末		前年度末	
	銀行業務	その他の業務	銀行業務	その他の業務
	5,530人	557人	5,301人	927人

- (注) 1. 使用人数は、就業者数を記載しております。
2. 使用人数は、海外の現地採用者を含み、嘱託および臨時従業員を含んでおりません。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ. 銀行業務

【株式会社横浜銀行】

① 営業所等の推移

	当年度末		前年度末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
神奈川県	177	5	177	5	本店営業部ほか
東京都	25	—	25	—	東京支店ほか
群馬県	3	—	3	—	桐生支店ほか
大阪府	1	—	1	—	大阪支店
愛知県	1	—	1	—	名古屋支店
国内計	207	5	207	5	
アジア	1	—	1	—	上海支店
海外計	1	—	1	—	
合計	208	5	208	5	

- (注) 1. 上記のほか、当年度末において海外駐在員事務所を4か所（前年度末4か所）、内部事務等をおこなう施設を1か所（前年度末1か所）設置しております。
2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

該当ございません。

【株式会社東日本銀行】

① 営業所等の推移

	当 年 度 末		前 年 度 末		主要な営業所
	店	うち出張所	店	うち出張所	
東 京 都	55	1	55	1	本店営業部ほか
茨 城 県	13	—	13	—	水戸支店ほか
神 奈 川 県	8	—	8	—	横浜支店ほか
埼 玉 県	5	—	5	—	与野支店ほか
千 葉 県	3	—	3	—	柏支店ほか
栃 木 県	1	—	1	—	宇都宮支店
合 計	85	1	85	1	

(注) 1. 上記のうち、インターネット支店を東京都に含んでおります。
2. 該当がない場合、「—」で表示しております。

② 当年度新設営業所等

該当ございません。

なお、当年度において内部事務等をおこなう施設6か所をすべて廃止いたしました。

□ その他の業務

浜銀T T証券株式会社 : 本店営業部（横浜市）ほか
 浜銀ファイナンス株式会社 : 本社（横浜市）、県央リース営業部（ほか）
 横浜キャピタル株式会社 : 本社（横浜市）
 株式会社浜銀総合研究所 : 本社（横浜市）
 横浜信用保証株式会社 : 本社（横浜市）
 東日本保証サービス株式会社 : 本社（東京都台東区）

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

	銀行業務	その他の業務	合計
設備投資の総額	14,175	398	14,574

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ロ. 重要な設備の新設、改修等

	会社名	店舗名 その他	所在地	区分	設備の内容	投資金額 (百万円)
銀行業務	株式会社 横浜銀行	営業店ほか	神奈川県ほか	更改ほか	イントラネット システム	2,415
		川崎ビル	神奈川県 川崎市	新築	店舗等	1,329
		営業店ほか	神奈川県ほか	新設	店頭受付タブレット 端末システム	1,086
		本店	神奈川県 横浜市	改修ほか	自家発電 設備等	1,014

- (注) 1. 単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 上記投資金額には、消費税および地方消費税を含んでおりません。

ハ. 重要な設備の除却、売却等

該当ございません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ございません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当社が有する子会社等の議決権比率	その他
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	銀行業務	1920年12月16日	215,628百万円	100.00%	—
株式会社東日本銀行	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	銀行業務	1924年4月5日	38,300百万円	100.00%	—
株式会社はまぎんビジネスチャレンジド	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	1985年5月10日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
浜銀モーゲージサービス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	1989年7月21日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社バンクカードサービス	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	事務代行業務	1999年4月21日	200百万円	78.70% (78.70)%	—
浜銀T T証券株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券業務	2008年5月2日	3,307百万円	60.00% (60.00)%	—
浜銀ファイナンス株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	リース業務	1979年9月20日	200百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜信用保証株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	保証業務	1977年12月23日	50百万円	100.00% (100.00)%	—
横浜キャピタル株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	ベンチャーキャピタル業務	1984年3月22日	300百万円	100.00% (100.00)%	—
株式会社浜銀総合研究所	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	情報サービス、調査業務	1988年7月21日	100百万円	100.00% (100.00)%	—
スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社	横浜市西区みなとみらい三丁目1番1号	証券投資信託委託業務	2014年11月25日	300百万円	34.00% (34.00)%	—
東日本ビジネスサービス株式会社	東京都中央区日本橋三丁目11番2号	事務代行業務	1984年5月10日	10百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本保証サービス株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	保証業務	1990年7月2日	30百万円	100.00% (100.00)%	—
東日本銀ジェシーピーカード株式会社	東京都台東区台東四丁目29番12号	クレジットカード業務	1996年7月1日	30百万円	90.00% (90.00)%	—
りそなブルダニア銀行 [PT Bank Resona Perdania]	5th & 6th Floor, Menara Mulia, Jl. Jenderal Gatot Subroto, Kav. 9-11, South Jakarta, 12930, Jakarta, Indonesia	銀行業務	1956年2月15日	4,050億 インドネシアルピア [2,713百万円]	30.00% (30.00)%	—
ストームハーバー証券株式会社	東京都港区赤坂一丁目12番32号	証券業務	2009年7月3日	390百万円	49.90%	—

- (注) 1. 資本金は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 資本金の円換算額は、決算日の為替相場により算出しております。
3. 当社が有する子会社等の議決権比率欄の()内は間接議決権比率であります。
4. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
5. りそなブルダニア銀行は、2019年7月24日に当社の子会社である株式会社横浜銀行による株式の取得により、当社の持分法適用関連会社となりました。

6. ストームハーバー証券株式会社は、2019年12月17日に当社による株式の取得により、当社の持分法適用関連会社となりました。
7. スカイオーシャン・アセットマネジメント株式会社、りそなプルダニア銀行、ストームハーバー証券株式会社は、当社の持分法適用関連会社であります。
8. 浜銀モーゲージサービス株式会社は、2020年3月31日付で解散し、現在清算手続き中であります。
9. 横浜事務サービス株式会社と株式会社はまぎん事務センターは、2019年3月31日付で解散し、同年6月27日付で清算終了しております。

ハ. 重要な業務提携の概況

1. 株式会社横浜銀行および株式会社東日本銀行は、株式会社北陸銀行、株式会社北海道銀行および株式会社七十七銀行との間で、システム共同利用をおこなっております。
2. 株式会社横浜銀行は、株式会社千葉銀行との間で、業務提携に関する「基本合意書」（千葉・横浜パートナーシップ）を締結し、営業部門を中心にさまざまな連携をおこなっております。

(7) 主要な借入先

該当ございません。

(8) 事業譲渡等の状況

該当ございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当ございません。

2 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員 の 状況

(年度未現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
川村健一	代表取締役社長		(注1)
大矢恭好	取締役	株式会社横浜銀行 代表取締役頭取	(注1)
野澤康隆	取締役		
森尾稔	取締役(社外役員)		(注2)
根本直子	取締役(社外役員)	アジア開発銀行研究所 エコノミスト 中部電力株式会社 社外取締役 早稲田大学大学院 経営管理研究科 教授	(注2)
秋吉満	取締役(社外役員)	エムジーリース株式会社 代表取締役社長 国際石油開発帝石株式会社 社外監査役	(注2)
前原和弘	常勤監査役		
前川洋二	常勤監査役		(注3)
野田賢治郎	監査役(社外役員)		(注2)
緒方瑞穂	監査役(社外役員)	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役	(注2)
橋本圭一郎	監査役(社外役員)	塩屋土地株式会社 取締役 公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社東日本銀行 監査役	(注2)

- (注) 1. 川村健一氏は、2020年3月31日をもって、代表取締役社長を辞任しております。また、2020年4月1日付で、大矢恭好氏が代表取締役社長に就任しております。
2. 取締役森尾稔氏、取締役根本直子氏、取締役秋吉満氏、監査役野田賢治郎氏、監査役緒方瑞穂氏および監査役橋本圭一郎氏は、一般株主と利益相反が生じるおそれがない独立役員として、東京証券取引所に届け出ております。
3. 常勤監査役前川洋二氏は、株式会社横浜銀行の主計室長として長年、財務・会計業務に携わるなど、豊富な業務経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。

当事業年度中に辞任した会社役員

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
大神田智男	取締役	株式会社東日本銀行 代表取締役頭取	2019年11月30日辞任

(注) 地位および担当と重要な兼職は辞任時点のものであります。

(参考)

当社は執行役員制度を採用しております。取締役を兼務していない執行役員の氏名、地位および子会社での地位は次のとおりであります。

(年度末現在)

氏名	地位及び子会社での地位
大石慶之	常務執行役員 株式会社東日本銀行 代表取締役頭取
小峰直	常務執行役員 株式会社横浜銀行 代表取締役常務執行役員
牧野圭吾	執行役員 株式会社横浜銀行 取締役執行役員
唐木稔	執行役員 株式会社東日本銀行 常務取締役
山下明良	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役
丸山浩司	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員 株式会社東日本銀行 執行役員
栗野裕	執行役員 株式会社横浜銀行 執行役員
片岡達也	執行役員 株式会社東日本銀行 取締役

(2) 会社役員に対する報酬等

イ. 基本的な考え方

当社は、当社グループの持続的な成長を促進し、中長期的な企業価値の向上をはかるため、役員が適切にリスクをとるインセンティブを高め、攻めのガバナンスを実践する報酬体系としております。

役員の報酬等の報酬構成、報酬構成割合、報酬水準については、外部調査機関による役員報酬データをもとに、他産業および当社と業種・業態の類似する企業群をベンチマークとして、比較・検証をおこない、決定しております。

□. 報酬構成及び内容

[取締役（社外取締役を除く）]

①報酬構成

- ・「基本報酬」、「賞与」、「株式報酬」の構成としております。
- ・報酬構成割合は、「基本報酬」66%、「賞与」17%、「株式報酬」17%としております（「賞与」および「株式報酬」が標準額支給の場合）。
- ・なお、基本報酬の額、賞与および株式報酬の標準額については、役位別にその金額を定めております。

②各報酬等の内容

A. 基本報酬

- ・「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

B. 賞与

- ・「賞与」は、会社の業績（親会社株主に帰属する当期純利益の水準等）と役員個人の業務上の成果に応じて、年次で金銭を支給いたします。
- ・役員個人の業務上の成果については、期初に設定する目標（担当部門の予算達成・各施策の展開状況・リスク管理体制の整備など、担当部門等にもとづき個人別に3～6項目程度を設定）に対する達成度等を踏まえ評価し、役位別の基準額を100とした場合、役員個人の評価結果に応じて支給額は70%～130%の範囲で変動いたします。なお、最終的な会社の業績および役員個人の業務上の成果は「報酬・人事委員会」の審議を経たうえで決定しております。

C. 株式報酬

- ・「株式報酬」は、信託を活用し当社株式および当社株式の換価処分金相当額の金銭（以下、「当社株式等」という。）を交付および給付（以下、「交付等」という。）いたします。信託は、以下のとおり、「信託Ⅰ」および「信託Ⅱ」の2種類を設定しております。

(a) 信託Ⅰ

- ・ 役位別の基準額に相当する当社株式等を、各役員の退任時に交付等をおこないます。

(b) 信託Ⅱ

- ・ 役位別の基準額に、中期経営計画の業績目標の達成度等に応じた業績連動係数（業績達成度に応じて75%～200%の範囲で変動）を反映した額に相当する当社株式等を、中期経営計画終了時に交付等をおこないます。なお、最終的な業績連動係数は、非財務指標や定性事項を評価し、「報酬・人事委員会」の審議を経たうえで決定いたします。

[社外取締役]

①報酬構成

- ・ 業務執行の監督をおこなう役割を踏まえ、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

②報酬の内容

- ・ 「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

[監査役]

①報酬構成

- ・ 監査役の中立性および独立性を確保する観点から、業績連動性のある報酬制度とはせず、「基本報酬」のみとしております。

②報酬の内容

- ・ 「基本報酬」は、役割や責任に応じて月次で金銭を支給いたします。

ハ. 株主総会の決議年月日及び当該決議の内容等

取締役の報酬等のうち金銭報酬である「基本報酬」および「賞与」は年額430百万円以内（うち社外取締役分は年額50百万円以内）、監査役の報酬等は年額120百万円以内として、それぞれ2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の取締役は7名（うち社外取締役3名）、監査役は5名です。また、金銭報酬とは別枠として、社外取締役を除く取締役の「株式報酬」は当社と委任契約を締結している執行役員を含め3事業年度を対象に、当社が拠出する金銭の上限を合計414百万円（信託Ⅰが160百万円、信託Ⅱが254百万円）、当社が1事業年度に付与するポイント数（当社株式数）の上限を373,700ポイント（信託Ⅰが145,200ポイント、信託Ⅱが228,500ポイント）として、2017年6月20日開催の株主総会にてご承認をいただいております。当該株主総会終了時点の本制度の対象となる取締役は4名、当社と委任契約を締結している執行役員は3名です。取締役の報酬等の具体的な報酬額は、株主総会の決議により決定した限度額の範囲内で、取締役の報酬等の客観性、透明性を高めるため、社外取締役のみで構成する「報酬・人事委員会」の審議を経て決定いたします。取締役の報酬等の決定権限は、取締役会決議により、代表取締役社長に一任しております。監査役の報酬は株主総会の決議により決定した限度額の範囲内で、監査役協議により、具体的な報酬額を決定しております。

二. 2019年度における会社役員に対する報酬等の総額

(単位：人、百万円)

区 分	支 給 人 数	報 酬 等
取 締 役	8	178
監 査 役	5	71
計	13	250

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
 2. 後記「社外役員に対する報酬等」を含めた金額を記載しております。
 3. 取締役の支給人数・報酬等には、2019年6月19日に退任した取締役1名および2019年11月30日に退任した取締役1名が含まれております。
 4. 取締役の報酬等には、当期の賞与に関する費用17百万円が含まれております。
 5. 取締役の報酬等には、信託を活用した株式報酬制度にもとづき当期に付与された株式交付ポイントに関する費用27百万円が含まれております。

(3) 責任限定契約

氏 名	責任限定契約の内容の概要
森 尾 稔	会社法第423条第1項の責任について、その職務をおこなうにあたり善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として損害賠償責任を負うものとしております。
根 本 直 子	
秋 吉 満	
前 原 和 弘	
前 川 洋 二	
野 田 賢 治 郎	
緒 方 瑞 穂	
橋 本 圭 一 郎	

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
根本直子	アジア開発銀行研究所 エコノミスト 中部電力株式会社 社外取締役 早稲田大学大学院経営管理研究科 教授
秋吉満	エムジーリース株式会社 代表取締役社長 国際石油開発帝石株式会社 社外監査役
緒方瑞穂	株式会社緒方不動産鑑定事務所 代表取締役
橋本圭一郎	塩屋土地株式会社 取締役 公益社団法人経済同友会 副代表幹事・専務理事 株式会社東日本銀行 監査役

- (注) 1. 社外監査役の橋本圭一郎氏が兼職しております株式会社東日本銀行は、当社の完全子会社であります。
2. 社外役員が役員等を兼職している他の法人等と当社との間には、上記(注)1以外に開示すべき関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会および監査役会への出席状況	取締役会および監査役会における発言その他の活動状況
森尾 稔	4年	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
根本 直子	1年9か月	当期開催の取締役会14回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融の専門家としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
秋吉 満	9か月	取締役就任後に開催された取締役会11回すべてに出席しております。	必要に応じ、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
野田 賢治郎	4年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、金融機関の経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
緒方 瑞穂	4年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、不動産鑑定士や法人の代表者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。
橋本 圭一郎	4年	当期開催の取締役会14回すべてに、また監査役会13回すべてに出席しております。	必要に応じ、銀行の幹部職や企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見にもとづき、発言をおこなっております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：人、百万円)

	支給人数	当社からの報酬等	当社の子会社からの報酬等
報酬等の合計	7	61	4

(注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

2. 上記支給人数・報酬等には、2019年6月19日に退任した取締役1名が含まれております。

(4) 社外役員の意見

該当ございません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	普通株式	3,000,000千株
	発行済株式の総数	普通株式	1,209,616千株

(注) 株式数は千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数 32,379名

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	83,024 千株	6.86 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE SILCHESTER INTERNATIONAL INVESTORS INTERNATIONAL VALUE EQUITY TRUST	64,237	5.31
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	58,891	4.87
明治安田生命保険相互会社	37,576	3.10
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 明治安田生命保険口 再信託受託者 資産管理サービス信託銀行株式会社	36,494	3.01
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE U.S. TAX EXEMPTED PENSION FUNDS	34,051	2.81
日本生命保険相互会社	24,578	2.03
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	23,683	1.95
NORTHERN TRUST CO.(AVFC) SUB A/C NON TREATY	22,891	1.89
第一生命保険株式会社	21,994	1.81

(注) 1. 持株数は千株未満を切り捨てて表示しております。

2. 持株比率は、自己株式数（698千株）を控除のうえ算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人 トーマツ		(会計監査人の報酬等の額に監査役会が同意した理由) 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況や報酬見積りの算出根拠などを確認した結果、会計監査人の報酬等の額は妥当であると判断し、会社法第399条第1項の同意をおこないました。 (会計監査人が対価を得ておこなう非監査業務の内容) 自己資本比率規制への対応に関する助言業務等
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 木村 充 男	14	
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 青木 裕 晃		
指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 百瀬 和 政		

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法にもとづく監査と金融商品取引法にもとづく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しており、その他欄に記載した会計監査人がおこなう非監査業務の対価は含まれておりません。
3. 当社、子会社および子法人等が会計監査人である監査法人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は222百万円であります。

(2) 責任限定契約

該当ございません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

イ. 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が次のいずれかに該当するときは、会社法の規定にもとづき、監査役全員の同意による解任（1.の場合に限ります。）または解任もしくは不再任に関する株主総会の議案の内容の決定を検討し、解任または不再任が妥当と判断した場合には、解任またはこれらの議案の内容の決定をおこないます。

1. 会社法第340条第1項各号に定める事項に該当すると判断される場合

2. 会社法、公認会計士法等の法令に違反する行為があったと認められる場合
 3. 会計監査人としての独立性、監査の品質、その他総合的な監査能力等の観点から、監査を適切に遂行することが困難と判断される場合
- . 当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をおこなっている事実
- 該当ございません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ございません。

7 業務の適正を確保する体制

当社は、当社グループが法令・定款に適合し、かつ、適正に業務を遂行するために、以下のとおり内部統制システムを構築・運用するとともに、継続的な評価および必要な改善措置を講じることにより、実効性向上に努めています。

(内部統制システム構築の基本方針の概要)

内部統制システム構築の基本方針の制定、改定は取締役会で決議しております。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- イ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンス基本方針等を定めた「コンプライアンス基本規程」を制定し、当社グループの全役職員に顧客保護、個人情報保護、反社会的勢力との関係遮断、マネー・ローンダリング防止等を含めた法令等遵守を徹底します。
 - . 取締役会は、「コンプライアンス会議（経営会議）」を設置し、当社グループのコンプライアンス実現のための具体的な実践計画として、基本方針に則した年度ごとの「コンプライアンスプログラム」を制定するとともに、当社グループ全体のコンプライアンスプログラムの進捗状況や、コンプライアンスの状況についてモニタリングを踏まえた管理・指導をおこなうことで実効性を高めま
- す。

- ハ. 取締役会は、当社グループのコンプライアンスを統括する部署を設置し、コンプライアンス統括部署は、コンプライアンスに関する業務をグループ一元的に管理・指導します。
- 二. 取締役会は、コンプライアンス上問題のある事項について、当社グループの全役職員が当社のコンプライアンス統括部署へ直接報告できる体制を整備し、報告を受けた場合、コンプライアンス統括部署は、速やかに改善指導をおこなうとともに是正・改善措置を講じます。
- ホ. 取締役会は、当社グループから独立した立場にある社外取締役を複数選任することにより、社外の視点による監督機能の維持・向上をはかります。
- へ. 取締役会は、執行部門から独立した組織として監査部を設置し、監査部は、コンプライアンス態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に関する情報は、規程により各会議の議事録およびその他の文書等を保存・管理します。また、取締役および監査役はこれらの文書等を常時閲覧できるものとします。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 取締役会は、「リスク管理の基本規程」を中心としたリスク関連規程を体系的に整備するとともに、当社グループ全体のリスク統括部署やリスクの種類ごとにリスク管理部署を定めることにより、当社グループ内のリスクの伝播や集中等を含めたリスク管理を適切におこなう態勢を構築します。
- ロ. 取締役会は、収益・リスク・資本のバランスを考慮しつつ、経営として進んで受け入れるリスクの種類と量を明確化し、モニタリングする手法としてリスクアペタイト・フレームワークを定め、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかります。
- ハ. 取締役会および経営会議等は、当社グループのリスク管理を健全かつ効果的に実施するとともに、当社グループの戦略目標や外部環境の変化等を踏まえてリスク管理の方針・手続きを定期的かつ継続的に見直します。また、経営会議として設置する「ALM・リスク管理会議」は、当社グループが抱える各種リスクをグループ共通の枠組みで把握するとともに、把握したリスクを子会社の業務執行や管理態勢の整備等に活用することで、リスク管理の実効性を高めます。
- 二. 監査部は、リスク管理態勢等の有効性および適切性について内部監査をおこないます。

(4) 取締役の職務の執行が効率的におこなわれることを確保するための体制

取締役会は、以下の体制を構築することにより、取締役の職務の執行の効率化をはかります。

- ① 代表取締役・取締役等によって構成される経営会議の設置
- ② 職務の権限に関する規程の制定による委任の範囲の明確化
- ③ 取締役会による経営方針および経営計画の策定
- ④ 取締役会および経営会議における業績および主要事項の進捗などの適切なグループ経営管理

(5) 財務報告の適正性を確保するための体制

取締役会は、当社グループの財務報告の適正性を確保するため、「財務報告に係る内部統制基本規程」を制定します。

(6) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

イ. 取締役会は、当社グループの経営管理に関する基本規程および協議・報告に関する規程を定め、当社と子会社の役割および権限を明確化することにより、当社グループの業務の適切性と効率性を確保します。

ロ. 取締役会は、当社グループにおける経営資源配分の最適化をはかり、子会社のリスク管理、コンプライアンス等の態勢を整備します。

ハ. 監査部は、当社グループの内部監査を統括し、当社グループの内部監査結果を当社の取締役および監査役に報告します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制、その使用人の取締役からの独立性に関する事項およびその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

イ. 監査役室を設置し、専属の職員を配置し、監査役の監査業務を補助します。

ロ. 監査役室に属する職員の人事異動、人材評価等について、監査役へ事前に報告し、監査役は意見を付すことができるものとします。

ハ. 監査役室に属する職員は、監査役の指示に従ってその職務を遂行します。

(8) 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が監査役会または監査役に報告するための体制その他の監査役会または監査役への報告に関する体制

- イ. 取締役および使用人が、当社グループにおいて、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、不正の行為がなされている事実または法令もしくは定款に違反する重大な事実があることを発見したとき、ならびに子会社の取締役、監査役および使用人が、当該会社においてそれらの事実があることを発見したときは、それらの者は、当該事実を直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に報告します。
- ロ. 取締役および使用人ならびに子会社の取締役、監査役および使用人は、その業務の執行状況等について、当社の監査役会または監査役に対して適切に報告します。
- ハ. 当社グループは、当社の監査役会または監査役への報告者に対して、いかなる不利益な取り扱いもおこないません。

(9) その他監査役の監査が実効的におこなわれることを確保するための体制

- イ. 監査役は、取締役会に出席するほか、経営会議等の会議および委員会に出席することができるものとします。
- ロ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合を持ち、代表取締役の経営方針を確認するとともに、当社グループが対処すべき課題、取り巻くリスク、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換をおこなうほか、会計監査人とも同様に積極的な意見交換をおこないます。
- ハ. 監査役は、会計監査人、監査部および子会社の監査役等と緊密に連携するとともに、当社グループの役職員と定期的に会合を持つことにより、実効的な監査をおこないます。
- ニ. 監査役は、その職務を遂行するために必要と判断した場合には、監査部に対し、必要な調査の実施、報告等を指示することができるものとします。
- ホ. 監査役会は、内部監査基本計画および監査部長の任免について、事前に同意決議をおこないます。
- ヘ. 監査役は、監査部長の人材評価等について、事前に報告を受け、意見を付することができるものとします。
- ト. 当社は、会社法第388条の定めに従い、監査役の請求にもとづき、必要な監査費用を支払います。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりです。

2018年7月、東日本銀行は、内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、銀行法第26条第1項にもとづき、業務改善命令を受けました。当社は親会社として、東日本銀行が策定した業務改善計画の着実な実施を管理・監督するとともに、内部管理態勢および経営管理態勢の改善・強化に取り組んでいます。

当社は、当社グループの内部統制の態勢整備およびその運用状況を原則として年に1回、定期的に検証し、必要に応じて見直しをおこなっています。当事業年度は、2020年3月の取締役会において、検証をおこないません。

(1) コンプライアンスに関する体制

- イ. コンプライアンス会議（経営会議）において2019年度コンプライアンスプログラムを制定し、役職員はその実践に努めました。
- ロ. 問題事例の再発防止や法令等違反の未然防止等に向けて、コンプライアンス会議（経営会議）を、原則として3か月に1回開催しております。当事業年度は、4回開催し、協議・決議等をおこないません。
- ハ. 当社グループの役職員等からコンプライアンス統括部署等への直接通報制度であるコンプライアンスホットラインを適切に運用し、問題事例等の通報に対して、コンプライアンス統括部署が是正・改善のために速やかに対応しました。

(2) リスク管理体制

- イ. 取締役会において制定した「リスク管理の基本規程」および各種リスク管理に関する基本規程をはじめとするリスク管理関連規程にもとづき、有効なリスク管理に努めました。
- ロ. 取締役会および経営会議は、各種リスクの水準や管理状況について定期的に報告を受け、各種リスクを適切に管理するうえで必要な決議を適時におこないません。
- ハ. 収益・リスク・資本のバランスを考慮した適切なポートフォリオの形成によりリスクとリターンの最適化を進める手法であるリスクアペタイト・フレームワークを活用し、リスク管理全般に関するガバナンスの充実およびリスクカルチャーの醸成をはかりました。

(3) 取締役の職務執行の効率性確保および情報の保存・管理に関する体制

- イ. 取締役会は、取締役会の運営、経営会議の設置・運営に関する規程を定めています。また、当社の職制、業務分掌および決裁権限に関する規程は、経営会議等において定めています。
- ロ. 取締役会は、2019年度から2021年度までの3年間を対象期間とする中期経営計画のもとで、グループ経営方針やグループ総合予算を決定しました。また、取締役会および経営会議は、担当部署からの定期的な報告等にもとづき、グループ経営方針やグループ総合予算に照らした業績その他主要事項の進捗管理、経営管理をおこないました。
- ハ. 取締役会、経営会議等の議事録および取締役の職務の執行に係るその他の文書等は、関連規程にしたがい、適切に保存・管理しています。

(4) 財務報告の適正性確保に関する体制

取締役会において制定した「財務報告に係る内部統制基本規程」にもとづき、独立的評価部署であるリスク統括部が財務報告に関する内部統制の有効性を定期的に評価し、取締役会に報告しています。

(5) 企業集団における業務の適正を確保するための体制

- イ. 取締役会において制定した「グループ経営管理規程」にもとづき、取締役会は、子会社にて発生したグループ全体に大きな影響を及ぼす事項や内部統制上必要な事項等について、協議・決議等をおこないました。
 - ロ. 東日本銀行の業務改善計画の実施状況を確認し、ガバナンス高度化に向けた取り組みを継続していくため、グループガバナンス強化委員会を原則として毎月開催し、検証をおこないました。
 - ハ. ALM・リスク管理会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績やリスク管理の状況等について報告を受けるとともに、リスク管理をはじめとする内部管理態勢に関する方針協議等をおこないました。また、グループ営業戦略会議を原則として毎月開催し、当社グループ内会社の業務実績や各種経営目標の進捗状況について報告を受けるとともに、営業戦略に関する方針協議等をおこないました。
- 二. 当社の監査部は、当社グループの業務運営の適正を確保する観点から、監査役室を除く当社のすべての部署・業務に加え、当社グループ内会社を対象に監査を実施したほか、当社グループの内部監査を統括し、取締役会等に内部監査結果を定期的に報告しています。

(6) 監査役監査の実効性確保に関する体制

- イ. 執行部門から独立した組織として監査役室を設置し、監査役の指示に従って監査役および監査役会を補佐する専任担当者を配置しています。
- ロ. 当社の取締役および使用人ならびにグループ内会社の取締役、監査役および使用人が直接あるいは間接的に当社の監査役会または監査役に対して必要な報告をおこなうことについては、周知徹底しています。
- ハ. 監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち経営方針の確認と当社グループの課題等に関する意見の交換を実施しました。また、監査役は、当社および子会社の役職員、当社の会計監査人等との間で、定期的に会合をもつことや随時報告・説明を求めること等を通じて、情報の収集や意見の交換を実施しました。
- ニ. 監査役会は、内部監査基本計画等について事前に同意決議をおこないました。
- ホ. 監査役は、監査部長の人材評価等について事前に報告を受け、内容の審議をおこないました。

8 特定完全子会社に関する事項

会社名	住所	株式の帳簿価額	当社の総資産額
株式会社横浜銀行	横浜市西区みなとみらい 三丁目1番1号	829,491百万円	993,328百万円

9 親会社等との間の取引に関する事項

該当ございません。

10 会計参与に関する事項

該当ございません。

11 その他

(会社法第459条第1項の規定による定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針)

当社は、利益水準や資本配分の状況に応じた柔軟な還元をおこなうため、中期経営計画期間中(計画期間2019年度から2021年度)の株主還元方針を以下のとおり定めております。

<新たな中期経営計画期間中の株主還元方針>

- ・資本の状況、成長投資の機会を勘案し、バランスのとれた株主還元をおこないます。
- ・配当性向35%以上を目標とし、1株あたり配当金の安定的な増加を目指していきます。
- ・市場動向、業績見通しなどを勘案のうえ、柔軟かつ機動的な自己株式の取得を実施します。

連結計算書類

第4期末(2020年3月31日現在)連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,635,524	預金	16,233,671
コールローン及び買入手形	187,230	譲渡性預金	272,120
買入金銭債権	36,568	コールマネー及び売渡手形	326,541
特定取引資産	4,493	売現先勘定	12,969
有価証券	2,442,074	債券貸借取引受入担保金	204,018
貸出金	13,068,308	特定取引負債	87
外国為替	17,462	借入金	416,720
リース債権及びリース投資資産	69,011	外国為替	249
その他資産	233,366	社債	80,000
有形固定資産	167,483	信託勘定借	4,825
建物	53,564	その他負債	194,035
土地	93,331	賞与引当金	4,131
リース資産	58	役員賞与引当金	51
建設仮勘定	4,442	株式報酬引当金	238
その他の有形固定資産	16,085	退職給付に係る負債	1,409
無形固定資産	18,444	睡眠預金払戻損失引当金	1,856
ソフトウェア	17,893	偶発損失引当金	1,796
その他の無形固定資産	551	特別法上の引当金	18
退職給付に係る資産	32,111	繰延税金負債	133
繰延税金資産	25,364	再評価に係る繰延税金負債	16,424
支払承諾見返	52,664	支払承諾	52,664
貸倒引当金	△ 62,172	負債の部合計	17,823,964
資産の部合計	18,927,937	(純資産の部)	
		資本金	150,078
		資本剰余金	247,362
		利益剰余金	669,897
		自己株式	△ 1,416
		株主資本合計	1,065,921
		その他有価証券評価差額金	5,128
		繰延ヘッジ損益	△ 2,637
		土地再評価差額金	36,686
		為替換算調整勘定	225
		退職給付に係る調整累計額	△ 6,773
		その他の包括利益累計額合計	32,629
		新株予約権	62
		非支配株主持分	5,360
		純資産の部合計	1,103,972
		負債及び純資産の部合計	18,927,937

第4期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		306,236
資金運用収益	172,748	
貸出金利息	140,965	
有価証券利息配当金	22,253	
コールローン利息及び買入手形利息	4,010	
預け金利息	2,776	
その他の受入利息	2,742	
信託報酬	99	
役務取引等収益	63,499	
特定取引収益	2,156	
その他業務収益	45,880	
その他経常収益	21,852	
償却債権取立益	2,072	
その他の経常収益	19,780	
経常費用		234,882
資金調達費用	17,016	
預金利息	7,948	
譲渡性預金利息	25	
コールマネー利息及び売渡手形利息	2,207	
売現先利息	448	
債券貸借取引支払利息	1,334	
借入金利息	2,105	
社債利息	301	
その他の支払利息	2,645	
役務取引等費用	14,545	
その他業務費用	36,943	
営業経費	134,818	
その他経常費用	31,558	
貸倒引当金繰入額	16,419	
その他の経常費用	15,138	
経常利益		71,354
特別利益		102
固定資産処分益	102	
特別損失		2,815
固定資産処分損	2,313	
減損損失	501	
税金等調整前当期純利益		68,641
法人税、住民税及び事業税	25,345	
法人税等調整額	△ 3,511	
法人税等合計		21,834
当期純利益		46,807
非支配株主に帰属する当期純利益		271
親会社株主に帰属する当期純利益		46,536

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

計算書類

第4期末(2020年3月31日現在)貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	33,273	流動負債	289
現金及び預金	1,476	未払費用	46
有価証券	25,500	未払法人税等	11
前払費用	10	預り金	46
未収収益	581	賞与引当金	64
未収還付法人税等	5,616	役員賞与引当金	17
その他	87	その他	102
固定資産	960,055	固定負債	80,866
有形固定資産	57	社債	80,000
工具、器具及び備品	57	株式報酬引当金	59
無形固定資産	43	長期預り金	807
商標権	2	負債の部合計	81,156
ソフトウェア	40	(純資産の部)	
投資その他の資産	959,954	株主資本	912,110
関係会社株式	879,916	資本金	150,078
関係会社長期貸付金	80,000	資本剰余金	683,742
繰延税金資産	38	資本準備金	37,578
資産の部合計	993,328	その他資本剰余金	646,163
		利益剰余金	79,706
		その他利益剰余金	79,706
		繰越利益剰余金	79,706
		自己株式	△ 1,416
		新株予約権	62
		純資産の部合計	912,172
		負債及び純資産の部合計	993,328

第4期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		29,169
関係会社受取配当金	27,584	
関係会社受入手数料	1,584	
営業費用		1,390
販売費及び一般管理費	1,390	
営業利益		27,778
営業外収益		346
受取利息	301	
有価証券利息	0	
その他	44	
営業外費用		453
社債利息	301	
社債発行費	130	
その他	21	
経常利益		27,671
税引前当期純利益		27,671
法人税、住民税及び事業税	25	
法人税等調整額	2	
法人税等合計		28
当期純利益		27,643

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業的前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2020年5月12日

株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	木村 充男 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	青木 裕晃 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	百瀬 和政 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社コンコルディア・フィナンシャルグループの2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第4期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受け、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、会社の業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等から構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等および有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価および監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議（財務報告に係る内部統制を含む。）の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

なお、事業報告に記載の通り、当社の子会社である株式会社東日本銀行は、2018年7月に内部管理態勢および経営管理態勢に問題があったとして、関東財務局から業務改善命令を受けました。監査役会は、株式会社東日本銀行が同年8月以降、業務改善計画を策定・遂行するとともに、当社が同計画の実施状況を監督し、グループ一体となって内部管理態勢および経営管理態勢の改善・強化に取り組んでいることを確認しておりますが、引き続きその状況を監視・検証してまいります。

- (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法および結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社 コンコルディア・フィナンシャルグループ 監査役会

常勤監査役	前原和弘	㊟
常勤監査役	前川洋二	㊟
監査役(社外監査役)	野田賢治郎	㊟
監査役(社外監査役)	緒方瑞穂	㊟
監査役(社外監査役)	橋本圭一郎	㊟

以上

コンコルディア・フィナンシャルグループが取り組むSDGs

本業を通じたSDGsの達成

コンコルディア・フィナンシャルグループは、本業である金融サービスをはじめとしたさまざまな企業活動を通じて地域社会の課題解決をはかりながら、SDGs（持続可能な開発目標）の達成をめざしています。

SDGs方針

コンコルディア・フィナンシャルグループは、経営理念にもとづき、持続的な企業価値の向上を実現し、本業を通じて社会課題を解決するとともに、地域の一員として地域貢献活動に取り組むことにより、社会の持続的な発展に貢献してまいります。

本方針のもと、当社グループはその取り組みについてステークホルダーと対話し、積極的な情報開示をおこないます。

経営理念

お客さまに信頼され、地域にとってなくてはならない金融グループとして、

1. お客さまの豊かな人生、事業の発展に貢献します
2. 地域社会の持続的な発展に貢献します
3. 従業員が誇りを持って働ける魅力ある会社であり続けます
4. 持続的に成長し、企業価値を向上させます



地域企業の持続的な成長支援

多様な成長ステージにある法人のお客さまへの事業評価を通じて、最適なソリューションを提供し成長を支援します。



■ 中小企業へのSDGs経営の浸透

当行行員との対話を通じて、経営理念・経営計画とSDGsとの関連性、自社のビジネスでSDGs達成に貢献するための行動や社会にもたらすインパクトなどを整理する仕組みを備えた「SDGsフレンズローン」を取り扱っています。



ライフステージに応じた最適なサポート

次世代を担うこどもから高齢者まで多様なライフステージのお客さまに最適なソリューションをワンストップで提供し、人生100年時代における豊かなくらしをサポートします。



■ 金融教育の取り組み

地域の未来を担うこども達の育成や地域のさらなる活性化のための金融教育の取り組み「はまざん お金の教室」。聖光学院中学校高等学校で開いた出張授業では、横浜銀行行員が講師となって「キャッシュレス決済」や金融におけるデジタル技術の活用を講義しました。

地域の活性化

地域の課題を解決するため、官民一体となったコーディネート機能を発揮し、地域の成長基盤強化に取り組めます。



■ 地方創生・被災地の復興支援

千葉銀行や自治体、観光施設と連携し、千葉県の房総半島と神奈川県の三浦半島に設定したサイクルロードをスタンプラリー形式で巡る「東京湾フェリーでつなぐ 南房総・三浦半島サイクルスタンプラリー」を開催。地域特産品を購入できる仕組みも提供して地方創生や被災地の復興を支援しました。

環境への配慮

本業の金融サービスを通じた活動や自らの企業活動において地球温暖化対策や環境保全に取り組めます。



■ 社員食堂を通じた取り組み

横浜銀行の本店社員食堂において、国内銀行で初めて「サステナブル・シーフード」※を使用したメニューを提供。持続可能な水産物を食堂に取り入れることで従業員一人ひとりの「食」に関する意識・行動の変化を促しています。

※「サステナブル・シーフード」は、環境に配慮し、適切に管理された漁業、養殖業で獲られた水産物です。水産資源や環境に配慮して獲られた天然の水産物と、環境への影響を最小限にして育てられた養殖の水産物があり、いずれも審査機関による認証（MSC認証やASC認証など）が必要となります。



金融デジタイゼーションの推進

先進的な金融テクノロジーの活用とデジタル・オペレーション改革によって抜本的な業務改革と新たなビジネスモデルの創出を実現します。



■ 次世代型営業店端末の導入

横浜銀行は、次世代型の営業店端末「AGENT」の導入を進めています。これまで申し込み用紙に手書き・押印していただいていた普通預金口座開設や届出事項変更などの手続きを、iPad[®]で完了することができるほか、入力データの自動連係により生産性向上が実現できます。

※ iPadは、Apple Inc.の商標です。



働き方改革・ダイバーシティ推進

従業員の新たな挑戦・成長を後押しする組織風土の醸成に努め、働きがいやエンゲージメントを高めていきます。



■ 就業継続支援の取り組み

横浜銀行グループの従業員向けに企業内託児所「はまぎんキッズパーク」(横浜市西区)を開園。子育て中の行員の復職ならびに就業継続を支援します。



新型コロナウイルス感染拡大への対応

横浜銀行と東日本銀行は、新型コロナウイルスの感染拡大により企業経営や日常生活に影響を受けているお客さまを支援しています。

「新型コロナウイルスに関するご相談窓口」を設け、「新型コロナウイルス緊急資金」などによりお客さまの資金繰りを支援しています。

また、外出をせずに自宅等で金融サービスをご利用いただけるよう、はまPayの機能拡充や法人向けインターネットサービスの利用料無料キャンペーン(期間限定)などに取り組んでいます。



日時

2020年6月19日(金曜日)
午前10時(受付開始 午前9時)

会場

横浜銀行 本店
はまぎんホール ヴィアマーレ
横浜市西区みなとみらい3丁目1番1号 電話(045)225-1111(代表)
※会場が例年と異なっておりますので、間違えないようご注意ください。

<新型コロナウイルス感染拡大防止に関するお知らせ>

株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、極力、書面またはインターネット等により事前の議決権行使をいただき、株主さまの健康状態にかかわらず、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申し上げます。

新型コロナウイルス感染拡大の状況次第では、やむなく会場や開始時刻を変更する場合があります。その場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.concordia-fg.jp/>) に掲載します。株主の皆さまにおかれましては、当日ご来場いただく場合でも、事前に、必ずご確認くださいませようお願いいたします。

◎株主さまへのお土産はご用意しておりませんので、あらかじめご了承くださいませようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえにくいユニバーサルデザインフォントを採用しています。



地球環境に配慮した植物油インキを使用しています。